

令和5年12月6日（水）

会場での質問回答

税理士：森田太郎 名古屋国税局に質問し、整理できましたので回答します。

今後国税庁が発表する取扱等によって変更があればお知らせします。

**【質問1】**

複合機のFAXで見積書を送信する場合。

紙で出力した見積書を送信している。紙を送ったのだから、当方としては「紙の取引記録」として保存すればよいか？

**【回答】送信する場合**

送信する場合について回答します。

国税庁が作った「電子帳簿保存法取扱通達7-10」が非常に読みにくいのですが、複合機を用いて送信した場合でも、紙を読み込んで送信しており、送信した紙を保存している場合には、紙保存が認められるということです。

複合機のペーパレスFAX機能（データから直接送れる）を使って、データから直接FAXした場合には、電子取引記録として保存する必要があります。

お使いの複合機にペーパレスFAX機能があってもそのことが問題ではなく、わが社はそんな機能は使いません、紙で読み込んで紙で保存しますという対応はOKです。

**【補足】受信する場合**

受信する場合についても回答します。

お使いの複合機にデータ蓄積機能があり、たとえば要らないチラシは印刷したくないから、データをためておいて、必要な書類だけ印刷している会社は多いと思います。

結論として、蓄積されたデータは管理せず、出力された紙で取引記録を保存する対応は認められるそうです。

お使いの複合機にデータ蓄積機能があってもそのことが問題ではなく、わが社はデータを保管しません、紙で印刷して紙で保存しますという対応はOKです。

**電子帳簿保存法取扱通達**

（ファクシミリの取扱いについて）

7-10 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとし

て取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第2条第5号に規定する電子取引に該当することから、規則第4条に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

別添 参考資料 電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）もお読みください。

## 【質問2】

F A Xで注文書を送信する場合。

注文内容だけ書いてあり、金額は空欄としていることが多い。

金額が書いていない取引記録は、保存すべき取引記録となるか。

## 【回答】

国税庁が作った「お問合せの多いご質問（令和3年11月）電取追5」を裏読みしますと、取引金額が記載されていなくても、注文内容が書かれている注文記録は保存すべき取引記録となります。紙で保存か、電子で保存かは、質問1をご参照ください。

お問合せの多いご質問（令和3年11月）

電取追5 例えば単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等については、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきでしょうか。

→記載すべき金額がない書類については、「取引金額」を空欄又は0円と記載することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも空欄を対象として検索できるようにしておく必要があります。